**持続化補助金台風19号型**

**(被災事業小規模事業者再建事業費補助金)**

**説明会のご案内**

台風19号よる激甚災害の被災区域において被害を受けた小規模事業者の事業再建を支援するため、事業再建に向けた経営計画の取組に要する経費の一部を補助する国の補助金の公募が始まりましたのでご案内させて頂きます。つきましては、補助金内容および申請に係る経営計画作成について、**説明会を下記の日程で開催致します。**

**※本助成金は、台風19号による被害を受けた、かつ令和2年2月中に事業が完了する取組を対象としたものです**

**「持続化補助金台風19号型説明会（経営計画作成セミナー）」**  
　**・開催日時**　　　**令和 2年 1月 7日（火） 14:00～15:00**

**・場　　所**　　　　伊豆の国市商工会本所（伊豆の国市四日町290）

　・説明講師　　　静岡県商工会連合会　持続化補助金地方事務局

**・参加申込 　　（※要事前予約）**  
　　　　　　　　　　　下記申込書にご記入の上商工会本所までFAXにて送付

またはお電話(055-949-3090)**（**12月28日(土)～1月5日(日)除く）

にて受付  
  **※補助金の概要は裏面をご覧ください。**

**申　込　書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事業所名** |  | | |
| **代表者名** |  | | |
| **所在地** |  | | |
| **TEL** |  | **FAX** |  |
| **受講者名** |  | **参加人数** | **名** |

**FAX：　０５５－９４９－２７４０　（伊豆の国市商工会　本所　行）**

**「持続化補助金台風19号型(被災小規模事業者再建事業費補助金)」**  
　**〇対象事業者**　　台風19号により被害を受けた小規模事業者  
　　（会社および個人事業主であり、常時使用する従業員の数が一定以下の商工業者）  
　　　●製造業、建設業、サービス業のうち宿泊業・娯楽業、その他　・・従業員数20人以下  
　　　●卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業除く）・・・・・・・・・・・従業員数  5人以下　  
　　  
　　(被害の証明は行政機関発行の罹災証明書等の添付が必要)  
　　　※伊豆の国市の罹災証明書発行について   
　　　　受付窓口：伊豆の国市役所　危機管理課  
　　　　　　　　　（伊豆の国市長岡340-1 伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎1階）  
　　　　ご連絡先：055-948-1482  
         　持ち物　：窓口に来る方の本人確認書類（免許証等）、印鑑  
　　　　　　　　　、委任状(世帯主以外の人が来る場合)  
         　受付時間：9時～17時(土日祝日を除く)　  
　　  
　**〇対象経費**  
　　**令和元年10月10日～補助事業実施期限（最長で令和2年2月25日）**までに

支払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。

＊今回の公募においては、特例として補助金申請以前の**令和元年10月10日以降**

**に発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。**  
　　　(詳細は下記URLより公募要綱参照)

**〇補助率等**  
対象経費の3分の2 **最大100万円補助**

**〇公募～申請提出締切期間**   
　　令和元年12月17日(火)～**1月17日(金)　※締切当日消印有効**

**〇要領・様式等**全国商工会連合会HP (<http://www.shokokai.or.jp/saiken/>)